

令和3年度 水産基盤整備事業における設計・積算等に関する要望事項

一般社団法人 北海道水産土木協会

I 設計・施工

【役務費（ヤード、係留日数）、法定福利費】

- ① 適切な工事積算（工事見積）が出来る様に、役務費（借地料）の算出根拠を設計図書に明示願います。市町村の港湾施設などは条例に明記していますが、民地についても取引価格など「正常な取引価格」「売買事例による価格」などの参考価格の公表をお願いします。

役務費について応札時の積算で算出することが出来なくて非常に困っています。また、事後の工事価格の公表時にも役務費の金額又は評価額の概算金額等を明記して頂くことも検討願います。（渡島）

- ② 役務費について、港湾施設使用料や借地料の借上げ日数は特記仕様書に記載がありますが、係留施設使用料が計上されている場合に積算上の動力船や起重機船の係留日数の記載をお願いします。（胆振）

- ③ 北海道開発局では入札結果の公表時に、発注者の概算法定福利費が公表されます。漁場工事においても概算法定福利費はどの程度なのか教えてください。（十勝）

- ④ FP ブロック製作・仮置きヤードについて、平成 27 年 10 月版数量算出表の表 20-1-1 に打設ヤード余裕幅 0.9 m とあるが、FP ブロックの場合それでは余裕がなく内枠を取り外しすることができません。脱型時に内枠を隣接ブロック方向に外すときに最低 1.5 m が必要となり、安全施工を考慮するとブロック寸法の $l = 2/3$ 以上の余裕幅が必要ですので改善願います。（後志）

- ⑤ 過去の回答で、「魚礁ブロック製作ヤードの面積については、実態調査の結果を踏まえ、型枠解体・組立等に必要な面積、資材置き場、現場事務所等の面積についても算定していますので、ヤード面積の不足分については、具体的な内容をお知らせ願います。」とのことでした。令和 2 年度にも、「標準歩掛です」との回答を得ましたが、積算上の資材置場面積における型枠けれん作業中に必要な一時的保管の型枠保管ヤードの面積は、ブロック 1 個の打設ヤード面積×型枠個数の計算ですが、魚礁ブロックは、外枠・中枠・底枠がありますので、資材置場面積における型枠けれん作業中に必要な一時的保管の型枠保管ヤードの面積は、型枠の展開面積が必要なことからヤード面積に不足が生じていますので改善願います。（根室）

- ⑥ 昨年度、「積算上の製作ヤードの打設用通路幅は 7.3 m」との回答を頂きましたが、ラフテレーンクレーン(50t 吊)のアウトリガー最大張出幅は 7.4 mです。クレーン等安全規則第 70 条の 5 (アウトリガー等の張り出し) によると、「事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。ただしアウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であつて、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。」とありますので、安全上及び法規制上の観点から打設用通路幅(7.4 m)の確保をお願いします。(根室)

- ① 借地料の算出は、「国土交通省 土木工事標準積算基準書 (共通編)」に掲載されている役務費の積算により、次式で算定しております。

(1)宅地・宅地見込み及び農地

$$A=B \times 0.06 \div 12 \quad (\text{円}/\text{m}^2/\text{月})$$

(2)林地及びその他の土地

$$A=B \times 0.05 \div 12 \quad (\text{円}/\text{m}^2/\text{月})$$

※ A：借地単価 (円/㎡/月)、B：土地価格 (円/㎡)

「年間の借地料」や「借地料の㎡単価」の公表につきましては、個人情報である土地価格の推定につながることから公開しておりません。

ただし、適正な見積もりができない状況にあることについては、認識しておりますので、他部局の取扱いも含め検討して参ります。

- ② 今後、明示します。
- ③ 他部局の状況を踏まえ前向きに検討して参ります。
- ④ 数量算出表の表 (20-1-1~3) 注意書きに、「上記に依りがたい場合は別途定める」としており、FP3.00 は 1.5 m で積算しております。
- ⑤ 標準歩掛では、資材置き場での型枠けれん作業を想定しておらず、型枠一時保管面積となっておりますので、ご理解願います。
- ⑥ 打設用通路幅 7.3m は、改訂当時のラフテレーンクレーン 50 t 吊りのアウトリガー最大張出幅 (7.0 ~ 7.6m) の平均値に基づいて設定しております。

【石材・生コンクリート単価】

- ① 石材着定基質における石材海上投入費の設計単価は、ガット船による海上投入渡し単価となっておりますが、施工箇所の水深が-2.0~4.5 mであるため、実態は作業台船での石材海上運搬と 80t 吊りクレーン付き台船による海上投入となっており、設計単価に比べ㎡当り 717 円の乖離が生じています。このため、現状に即した石材投

入単価の設定をお願いします。(留萌)

※中割石の海上運搬、投入(材料費は除く)

実情 Qd=450 m³

名称	単価(1 m ³ 当り)
設計の海上運搬・投入費	2,310

名称	数量	単価	金額
80t クレーン付台船	1	523,669	523,669
引船 D300ps	3	138,115	414,345
台船 300t 積	3	141,410	424,230
合計			1,362,244
1 m ³ 当り			3,027

- ② 増殖工の石材投入(現場投入渡し、漁場渡し)は市場単価となっておりますが、実際はクラブ船による投入となっており、市場単価と実際の投入費が乖離することにより、作業船を稼働させればさせるほど赤字と背中合わせの現場もあり、作業船を維持していくことが難しくなっていますので、改善をお願いします。(網走)

①② 石材投入歩掛は、作業船の種類を定めておらず、漁場用石材単価(漁場海上投入渡し)は、材料購入、運搬、投入施工費等を対象に漁場ごとに、納品又は施工実績のある業者に対し調査が行われ、施工実態を踏まえて策定されております。

引き続き適切な単価となるよう調査機関に申し入れて行きますので、調査の依頼があった業者におかれましては、石材単価に乖離がないよう適正なご回答について、ご協力をお願いします。

【石材投入】

- ① 増殖場造成工事の石材投入時期は、地元のウニ漁の終期などに配慮する必要があり、特記仕様書の施工条件で、「海上施工時期については、〇〇漁業協同組合との協議により海上部(石材投入)の施工は10月1日以降とすること」と明示されています。

これに基づき石材投入は10月1日以降に開始していますが、10月以降は荒天が続いて作業可能な日数が少なく、石材投入は年内はおろか、翌年度に入ることも多々あります。また、設計書の海上供用係数ランクは、特記仕様書で「当該工事の海上供用係数ランクは2である」とされていますが、この海域のランク2の適用期間は「5~10月」とされており、実際の施工期間とは大きく異なります。

このため、設計積算基準の「係数の適用期間を大幅に超えて海上作業を実施する場合には、別途係数ランクを考慮する」との記載に基づき、実態に即したランクでの積算をお願いします。(宗谷)

- ② 船舶供用係数ランクを使用する作業は、石材投入指示の潜水土船運転だけとなりますが、実際は市場単価になっている石材海上投入作業での作業船拘束が大きな負担となっています。冬期間の作業船の拘束について、設計の改善を強く要望します。

調査会に石材投入の市場単価を「供用係数ランク適用期間内」と「10月以降の供用係数ランク適用期間外」の2通りの単価設定を指示し運用して頂きたい。(宗谷)

①② 実際の施工時期にあった適切な単価となるよう調査機関に申し入れて行きますので、調査の依頼があった業者におかれましては、乖離がないよう適正なご回答について、ご協力をお願いします。

【ブロック製作】

- ① 増殖場造成工事の定着基盤基質（アルガーリーフ ARW6-3F (SS)）について、製作は、設計人工数と実態が乖離（増員）しており、組立は、水平な状態での組立が必要（敷鉄板・底面部角材敷設）であるため、歩掛の改定を要望します。（渡島）
- ② 産卵礁の製作労務について、平成27年に施工実態調査を行いその結果を歩掛かりに反映されているとのことですが、近年では作業員の高齢化等により人工がかかる状況となっており、実態調査を行った時と条件や状況が変わってきているのが実情です。再度、実際の製作ヤードでの歩掛かりを調査して設計に反映して頂きたい。（日高）

※オクトム 1.97t の場合

【設計】 10個あたり

土木一般世話役	0.57人	単価：¥ 22,600	金額：¥ 12,882
特殊作業員	0.63人	単価：¥ 21,100	金額：¥ 13,293
普通作業員	1.96人	単価：¥ 17,300	金額：¥ 33,903
合計	¥ 60,083	1個あたり：¥ 6,008	

【実際の施工】 14個あたり

土木一般世話役	1.0人	単価：¥ 22,600	金額：¥ 22,600
特殊作業員	1.0人	単価：¥ 21,100	金額：¥ 21,100
普通作業員	5.0人	単価：¥ 17,300	金額：¥ 86,500
合計	¥ 130,200	1個あたり：¥ 9,300	

- ③ 着定基質工の製作ブロックが 1t から 20t までの 7種類あり、製作・転置に使用するクレーンは、ブロック質量毎に応じた吊り能力毎のクレーンでの設計歩掛りとなっ

ていますが、日々質量の違うブロックに合わせた各種クレーンの調達が困難であることから、最大質量 20t のブロックに合わせた 70t 吊りクレーンを製作から転置作業までの期間中拘束しているのが実情です。また質量が 16~20t の製作が 124 個中 65 個と少なく、軽量ブロックが多いことでクレーン損料金額が設計金額と乖離していますので歩掛かりの見直しをお願いします。(留萌)

- ① 昨年度に続き、水産庁が実施する施工実態調査等において、組立着定基質製作（運搬・組立・設置）が調査対象となっておりますので、調査にご協力願います。なお、着定基質製作のうちブロック製作については対象外となっている事が判明しましたので、早急に調査対象となるよう国に申し入れてまいります。
- ② オクトムについては、H24調査により乖離がないことを確認しており、施工方法に変更がないため、問題がないものと認識しております。
- ③ 製作個数の少ないブロックは、それぞれの規格に合わせた設計積算の考え方となっておりますのでご理解ください。なお、新規着工施設では小規模施工とならないようブロックの規格や数量を集約した構造設計としております。

【魚礁・ブロック運搬・積込】

- ① 積算上では、起重機船が到着後、魚礁運搬仮置（陸上連携方式）により、ブロック積込港まで運搬・仮置し、順次起重機船により積込む歩掛になっています。しかし、そのタイミングを合わせる事は非常に困難であり、合わせるにはクレーンのリース期間等の費用が発生するため、実際はブロック製作完了後に、運搬・仮置を行います。また、ブロック積込港には十分な置き場が確保できない事が多く、起重機船等のクレーン作業半径を超える場合が生じますので、ブロックの移動が必要な場合は「ブロック転置」等の歩掛を用いて設計変更をお願いします。(後志)
- ② アルガーリーフの台船への積込みについて、設計では組立場所から直接台船へ積込む設計となっておりますが、漁港によってはクレーンによる転置が必要な場合がありますので、クレーン転置費用を計上して欲しい。
また、今回は栄浜漁港からの積込ですが、積込み時以外は隣の落部漁港を使用するよう組合から申入れがありました。設計段階で判明している場合は当初設計に、現場入りしてから判明した場合は設計変更によりその費用を計上願います。(渡島)
- ③ 魚礁ブロックの運搬が横持ちとトレーラー運搬の2通りで積算されています。横持ちは、積出岸壁からいくら離れていれば陸上運搬になるのか、計画配置図及び数値で示してほしい。(積算では、351 個中 265 個が横持ち、86 個がトレーラー 25t で運搬) (十勝)

- ① 施工上は、起重機船にブロックを積込むタイミングは任意です（順次、又は全ブロック製作完了後など）。積出岸壁の使用に際しては、港湾管理者や地元漁業協同組合等との事前協議を今後とも徹底して参ります。また、ブロック仮置場所を確保出来ないなど、現地と特記仕様書の不符号が生じた場合は、必要に応じて設計変更の対応を行いますので、現地振興局へ状況報告・協議をお願いします。
- ② 転置費用が必要となる場合は、取扱について現場状況に応じ、今後、検討して参ります。また、積出港については、次年度以降、積出場所と係留場所が同一漁港となるよう調整を図ります。なお、現地と特記仕様書の不符号が生じた場合は、必要に応じて設計変更の対応を行いますので、現地振興局へ状況報告・協議をお願いします。
- ③ ヤード内の移動で、かつ運搬距離が 50 m 未満の場合は横持ち、運搬距離が 50 m 以上の場合は陸上運搬で積算しています。
各ブロックの運搬方法につきましては、ヤードの条件や運搬距離に応じて判断しています。

【魚礁・ブロック設置】

- ① 着定基質設置工の運搬設置・仮置費(海上一連方式)に関して、潜水士が必要な場合の設置水深が 5m 以内と 10m 以上の場合ともに同じ単価で積算されていますが、水深 10m 以上では、労働安全衛生法（高気圧作業安全衛生規則）の適用となるため、潜水時間の制約により歩掛配置人員 1 名では、潜水士の休憩時間内は、クレーン付台船及び船員等が待機時間となりますので、施工条件として設置水深を考慮した歩掛の改定を要望します。（渡島）

- ① 本年度発注工事においては、潜水士の潜水時間やガス圧減少時間（休憩時間）に伴うクレーン付き台船等の待機時間はないものと考えておりますが、設計にあたっては、施工条件を踏まえて検討して参ります。

【魚礁移設】

- ① 令和 2 年度の要望にもありましたが、改めて作業船の供用係数見直しの検討を要請します。港湾工事と漁場造成工事では施工箇所や設置水深、施工箇所への移動環境を含め大きく異なっています。漁場造成工事でも特に流況環境が影響する魚礁の移設等において「実績に基づく設計変更等弾力的な運用」への見直しをお願いします。（網走）
- ② バケットの損料をホームページで公表して頂き、有り難うございます。魚礁撤去

引き上げ用バケットは特殊な器具ですので、損料算定のための調査に基づいて、引き続き適正な損料となるようお願いします。(網走)

- ③ 共通仮設費の算定において、技術管理費の水深測量及び水路測量に使用する、船舶や測量機械器具の供用係数がランク1になっていますので、実海域の供用係数を用いるようお願いします。(網走)
- ④ 魚礁構造物撤去引き上げ・再設置において、適切な工程管理の下で施工を進めても、工事途中での出来形確認の水深測量及び水路測量には作業船の拘束が必要ですので、設計に計上して頂くようお願いします。(網走)

- ① 現場条件により設計と大きく乖離がある場合は協議のうえ必要に応じて設計変更など対応したいと考えています。
- ② 引き続き適正な損料を計上して参ります。
- ③ 水深測量等に係る供用係数については、他部局の運用も踏まえ適切な設計となるよう検討して参ります。
- ④ 施工実態を踏まえて検討して参ります。

【型枠】

- ① 型枠の使用頻度が多いためか、毎年、借り受ける型枠は打設するたびに、型枠の合わせ目から漏れ出している「ばり」が多く、その処理に人員と時間を割いています。型枠業者からは、型枠搬入時に漏れ防止対策として型枠に貼るモールのようなものが送られて来て、貼るのは施工業者となります。型枠搬入前に漏れ等がないよう整備・成形する事と、モールを型枠業者が予め貼って搬出するよう指導願います。(後志)
- ② 魚礁ブロックの型枠組み立て時に、変形による目違い・段差・隙間があり交換が必要となりました。このため、他社から返品後・搬入時の整備・点検を確実に行ってもらい、施工に支障のない事を確認した上での搬入を指導願います。(十勝)
- ③ 門別増殖場その2 (R2 年度施工) 工事の特記に「3-7 冬期施工-(1)では次の条件で積算を行っている。型枠組数 36 組(製作個数 162 個)」と記載されています。建設物価等によると貸出枠数は製作個数の 10 %程度となっていますが、当該工事は 10%を超える型枠数で設計されています。特記の記載通りに施工する場合、型枠組数の増分について、型枠メーカーとの単価等の協議状況及び積算への反映状況についてご説明願いたい。(日高)
- ④ 着定基質で製作するブロックの型枠数は、種類毎の製作個数に対して 10%程度

との賃借の申合わせがあり、ブロック1種類当り1~3組毎しか借りられないため、割増し料金を支払い型枠数量を増やして対応しており、ブロック製作工での設計金額以上の工事費が発生しています。設計歩掛かりの見直し、又は製作するブロック構造の規格寸法の統一化などを検討願います。(留萌)

- ①② 型枠メーカーへは、点検整備を改善し適切な型枠を提供するよう引き続き申し入れていきます。
- ③ 防寒囲いを伴うブロック打設を積算する場合は型枠個数が偶数止めとなるよう設定しており、オクトムブロックは上段・下段の規格が異なることから個別の防寒囲いを想定しています。当該工事では型枠数を1割程度の16.2(162÷10)を偶数で切上げた数量(上段・下段各18個)としています。
- ④ 型枠個数は1割程度(1組=側枠+底枠)として積算することとなっているため、現行の設計を見直すことはできません。また、新規着工施設では、小規模施工とならないようブロックの規格や数量を集約した構造設計としております。

【回航・えい航費】

- ① 現在、沈設・設置の設計規格に合った作業船の近港からの回航費が積算されていますが、工事の受注後、船舶所有会社の在港状況に応じた回航費を設計変更で対応して頂きたい。(石狩)
- ② 苫小牧中央魚礁設置工事において、苫小牧西港に停泊している作業船を施工場所の苫小牧東港にえい航しますが、令和元年度までは回航・えい航費が設計計上されていましたが、令和2年度から計上されなくなりました。実際には、えい航費が往復で112万円程かかるため、設計での計上をお願いします。(胆振)
- ③ ブロック積出し港(門別漁港)において漁港の修復工事と輻輳し、関係する業者間の調整は行っていますが、港が狭くブロックを積込んだ後の係留場所の確保が困難であり、積込後はその都度、近隣漁港(厚賀漁港)へのえい航(避難)(約7湊)を余儀なくされる状況ですので、現場特有の条件として積算に反映して頂きたい。
また、昨年、同様の要望に対し、「避難時の作業船回航費は、具体的な取り扱いを検討する。」との回答を頂きましたが、どのような場合に該当するのかご説明願います。(日高)
- ④ 回航費は、3月の作業船の在港調査を基に工事費の積算をしていると特記仕様書に記載されていますが、その後の工事施工時期では作業船の在港状況に変化が出る場合があります。このため、請負業者との契約段階で再度在港状況および使用の可

否を確認し、適切な回航費の積算となるよう要望します。(十勝)

①④ 令和2年度の回航・えい航起点の見直しについては、令和元年7月開催の当委員会において、各地区の複数事業者からの要望に基づいたものであります。

また、設計時と施工時の作業船所在地の乖離については、予め特記等に変更に応じる旨の記載をしない限り、他の入札参加業者も同条件で入札に臨んでおり、公平性の観点から入札後の設計変更は困難でありますのでご理解願います。

なお、ご意見にあるような実態もあることは理解しておりますので、引き続き現状把握に努めて参ります。

② 苫小牧中央魚礁設置工事のえい航基点については、令和2年度から作業船動向調査を基に決定しており、積算時点において、苫小牧港東港に作業船があることを電話確認していますので、えい航費を計上することはできません。

③ ブロック積出港については、港湾管理者や地元漁業協同組合等との事前協議を今後とも徹底して参ります。また、発注後、現地と特記仕様書の不符号が生じた場合は、必要に応じて設計変更の対応を行いますので、現地振興局へ状況報告・協議をお願いします。

また、避難時における作業船の回航費等については、昨年度より、他機関の事例を調査する等、検討を進めているところです。当課において実施に向けた具体的な取扱いについて引き続き検討して参ります。

【交通誘導員】

① ブロック製作個数に見合った積出岸壁の面積（仮置き箇所含む）が確保されていないにもかかわらず、交通誘導員が1日分しか計上されていません。実際は数回に分けてブロックを運搬する必要がありますので、積出岸壁の面積に見合った日数分の交通誘導員を設計で計上して頂きたい。(石狩)

① 交通誘導員の配置日数は、陸上運搬日数により求めています。現場状況に応じて、見直しをして参ります。

II その他

【作業船の保有・使用条件】

① 受注後の船舶使用について、入札説明書には「工事用作業船を保有していること」と記載されていますが、「受注した工事の作業に、保有している船を使用する」という条件の記載ではないので、自社船が他工事の作業に従事している場合自社船以外の外注船の使用も可能という解釈で良いでしょうか。(胆振)

- ② 受注した工事の作業に、保有している船を使用することが条件となっている場合、自社船舶が他工事の作業に従事している時は、船の作業効率性を図る事や設計に計上されない
えい航費の支出を考慮し、自社船以外の外注船舶の使用を可能にして頂きたい。(胆振)

①② 自社保有船による海上施工を原則としています。

ただし、天災等やむを得ない場合など適正な理由のもとで必要な場合は、下請負（外注船の使用）を認めているので、振興局と協議してください。

また、一括下請負に該当するものはいかなる理由であっても認められません。

【冬期施工】

- ① 冬期屋外工事の労務歩掛かり補正(水産基盤整備事業(漁場)設計積算基準 2-1-6)「(3)において、囲い内の作業の場合は、表 1 の冬期補正率を 1/3 に補正して適用する。」となっていますが、囲い内作業とはどこからどこまでの作業を想定しているのか。(型枠組立から転置までの一連作業なのか)

魚礁・異形等のブロックの場合、囲いの余裕幅 $b' 0.6m$ 、囲いの余裕高 $h' 0.5m$ 、オクトムに当てはめた場合、幅 $1.710m(広い方)+1.2m=2.91m$ 、高さ $1.67m$ (シャフト天端まで $1.67m$)+ $0.5m=2.17m$ となりますが、囲い内で型枠組立から脱型までの作業を行うには狭すぎるのが現状ですので、実態に即した積算としていただきたい。型枠の枠数、打設回数や養生期間等諸条件により異なりますが、例えば、①養生箇所が固定ならば屋根部の開閉の手間、②養生箇所が移動ならば囲いの移動手間等の費用の追加計上等。(日高)

① 仮囲い内作業は、ブロック製作に係る期間になります。

囲い面積は、壁面と屋根部の計 5 面の外面積を対象としており、うち屋根部については、打設回数に応じた面積で積算しています。

【発注時期・工期】

- ① オホーツク海は 9 月以降、海上作業を施工できる日数が限られてきます。これからもゼロ国債などを活用し早期発注をお願いします。(網走)

① 引き続きゼロ国債の活用など早期発注に努めて参ります。

【働き方改革】

- ① 海上据付番号写真の頻度を、全個数の 10 %程度にを低減して頂きたい。

理由は、①積込完了前景と沈設完了前景で、個数は確認できる。②沈設記録等に全番号が記載されている。③働き方改革の観点から、全数撮影に必要な労力・時間等について改善をお願いします。(後志)

② 北海道開発局・道建設管理部等は 20 年ほど前から納品書の提出を求めています。工事成果品が記録媒体での提出に移行している昨今、納品書の提出に関しても設計図書で指定した材料や監督員から請求があった場合に限定願います。(十勝)

③ 週休 2 日モデル工事(限定タイプ)対象工事について、対象期間を確認したところ、コンクリート打設開始日から最終打設日までとなっているため、打設期間中に土日の休日を取得しても現場閉所率 28.5 %以上を満足できません。(打設開始日が月曜日で最終打設日が木曜日の場合、打設期間の 1 週分土日が計上されません。)また、実際には、ヤード整地から使用後の跡片付けなども陸上作業工事期間になると考えられますので、週単位での計算や、工期全体で計算するなどの改善をお願いします。(釧路)

④ 北海道では建設部・農政部・水産林務部林務局が工事現場遠隔臨場試行を実施しています。水産土木工事においても実施をお願いします。オホーツク管内の施工現場も遠隔地にあり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要しています。(網走)

⑤ 魚礁構造物撤去移設工(参考歩掛)を設定して頂き有り難うございます。この中で、船員の就労時間が 10 時間となっていますので、働き方改革に鑑み 1 日当たりの就業時間を 8 時間に改善するようお願いします。(網走)

- ①② 工事書類の簡素化に向けて他部局の取扱いを踏まえて検討して参ります。
- ③ 現場閉所率の算出は、コンクリート打設に着手する日からコンクリート打設が終了した日までを対象期間としていますが、ご意見があった事項も含め検討して参ります。
- ④ 水産土木工事では、工事監督員が段階確認など臨場する検査等が、それほど多くなく、施工管理委託による対応も活用しているため必要性が低いと考えています。
- ⑤ 魚礁構造物撤去移設工(参考歩掛)は、施工実態に基づき策定していますが、歩掛の見直しにあたっては、参考とする施工事例などデータが少ない状況ですので、ご理解願います。

【技術者の兼務要件】

- ① 経常建設共同企業体では、請負額が1億500万円（建築一式の場合は2億1千万円）未満であれば、構成員の1者が主任技術者等を専任で設置できれば、その他の構成員は兼任でも可となっています。昨年以前から要望していますが、上限額の引き上げをお願いします。（網走）

① 経常建設共同企業体の主任技術者兼任の要件につきましては、他部局の動向を踏まえる必要があります、独自の上限額の引き上げは出来ませんので、ご理解願います。

【施工技術の維持】

- ① 漁場整備事業は、魚礁の複雑な配置や役割を終えた施設の有効活用、増殖場造成など極浅海域での高度な施工技術を積み上げながら今日に至っていますので、これまで積み上げた技術が、突然の空白期間などにより消滅しないよう事業の計画的な取り進めについて配慮をお願いします。（網走）

① 地元要望を踏まえ、計画的な事業の進捗を図って参ります。

【歩掛・単価の適用時期】

- ① 積算時に使用する歩掛・単価について、他の発注官庁では入札月の適用となっていますが、水産林務部の水産工事については、例えば入札月が3月であれば1月の単価適用となっている場合があるため、入札月の適用として頂きたい。（胆振）

① 令和4年10月1日の施行に向け検討して参ります。